

基安発 1228 第 1 号
平成 22 年 12 月 28 日

建設業労働災害防止協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公印省略)

平成 23 年有害物ばく露作業報告対象物について

化学物質対策に係る行政の推進につきましては、日頃から格段の御支援、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 95 条の 6 の規定に基づく報告（以下「有害物ばく露作業報告」という。）は、事業場における労働者の有害物へのばく露の状況を把握し、その結果、ばく露による健康障害発生のおそれがある場合には、必要な措置を講じていくことを目的としたものであり、今後、有害物対策を効果的に進めていく上で必要な報告として平成 18 年から行われています。

有害物ばく露作業報告の対象となる物については、「労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等」（平成 18 年厚生労働省告示第 25 号。以下「告示」という。）により公示されていますが、今般、告示の一部が改正され、平成 24 年 1 月から 3 月において有害物ばく露作業報告の対象となる物が新たに公示されたところです。

つきましては、本制度の趣旨を御理解の上、本制度が円滑に運用されるよう貴団体の傘下事業場等に対して下記の事項について周知いただき、有害物ばく露作業報告の対象となる事業場において適正に有害物ばく露作業報告がなされるよう御協力をお願いします。

記

1 制度の概要

安衛則第 95 条の 6 の規定に基づき、事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにばく露するおそれのある作業に従事させたときは、事業場ごとに安衛則様式第 21 号の 7 の有害物ばく露作業報告書（以下「報告書」という。）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないものであること。

2 有害物ばく露作業報告の対象となる物

有害物ばく露作業報告の対象となる物は、次の表の中欄に掲げる物（以下「対象物」）



という。) 及び対象物を含有する製剤その他の物 (同欄に掲げる物の含有量が同表の右欄に掲げる値であるものを除く。) (以下「対象物等」という。) であること。

なお、対象物はいずれも労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号) 第 57 条の 2 第 1 項の通知の対象となっている物であること。

コード	物	含有量 (重量パーセント)
123	アジピン酸	1パーセント未満
124	アセトニトリル	1パーセント未満
125	アニリン	0.1パーセント未満
126	三一 (アルファーアセトニルベンジル) 一四一ヒドロキシクマリン (別名ワル ファリン)	0.1パーセント未満
127	イプシロンーカプロラクタム	1パーセント未満
128	N—エチルモルホリン	0.1パーセント未満
129	塩化アリル	0.1パーセント未満
130	オルトーフェニレンジアミン	0.1パーセント未満
131	ジエチレントリアミン	0.1パーセント未満
132	一・二ージクロロプロパン	0.1パーセント未満
133	ジボラン	1パーセント未満
134	水素化リチウム	0.1パーセント未満
135	ノルマルーブチル一二・三一エポキシ プロピルエーテル	0.1パーセント未満
136	パラーターシャリーブチルトルエン	0.1パーセント未満

3 対象事業場

事業者は、平成 23 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った対象物の量 (当該対象物を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤その他の物に含有される当該対象物の量を含む。) が 500 キログラム以上になったときは、報告書を提出しなければならないこと。

4 報告の期間

報告書は、平成 24 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までに提出しなければならないこと。